

別表第1《認可申請添付書類》（要領3関係）

（砂利採取法第18条・砂利の採取計画等に関する規則法第3条に定める添付書類）

	書 類 名	要 件 等
1	砂利採取計画認可申請書	様式第1号とする。
2	位置図	採取場（破碎洗浄施設を含む。以下同じ。）の位置を示す縮尺50,000分の1の地図とし、採取場の所在地を朱塗する。
3	採取場およびその周辺の状況を示す見取図	(1) 採取場の区域を朱線で囲むものとする。 (2) 周辺の状況については、採取場から300メートル以内の人家、農地、農業施設、道路、水利施設等の位置を明示する。
4	搬出計画に関する書面	次の事項を記載したもの (1) 採取場からの砂利の搬出方法 (2) 採取場から国道または県道に至るまでの砂利の搬出経路（路線名を記入する。）
5	砂利採取法第5条第2項の規定に基づく経済産業局長または県知事の登録通知書の写し	
6	災害防止監督計画書	採取場を管理する事務所の名称および所在地、当該事務所の業務管理者（主任者）の氏名ならびに当該業務管理者（主任者）が当該採取場において認可採取計画に従って砂利の採取および災害の防止が行われるよう監督するための計画を記載した書面（様式第3号）とする。
7	採取場において申請者が権限を有することまたは権限を取得する見込みが十分であることを示す書面	次のいずれかの書面とする。
	自己の土地において採取する場合	土地の登記事項証明書の原本を添付する。 （申請日前3ヶ月以内のもの）
	他人の土地において採取する場合	土地所有者および第三者に対抗する権利者と申請者との間の契約書または同意書の写しを添付する。
8	公道に至るまでの私道（採取場の区域に含める場合は除く。）を通行する場合は、当該道路を管理する者の同意書の写しおよび土地の登記事項証明書	土地の登記事項証明書は原本を添付する。（申請日前3ヶ月以内のもの）

	書 類 名	要 件 等
9	埋め戻しのための土砂等を確保する場合、その旨を記載した書類の写し	(1) 自己の土地において埋め戻しのための土砂等を確保するときは、その旨を記載した書面 (2) 他人の土地において埋め戻しのための土砂等を確保するときは、当該土地において土砂等を採取する旨を内容とする土地所有者と申請者との間の契約書の写しまたは土砂等を採取することについての土地所有権者の同意書 (3) 他から埋め戻しのための土砂等を購入するときは、その購入契約書の写し
10	埋め戻しのための土砂等を当該採取場に運搬する経路を記載した書面	次の事項を記載したもの (1) 採取場までの埋め戻しのための土砂等の搬入方法 (2) 国道または県道から採取場に至るまでの埋め戻しのための土砂等の搬入経路（路線名を記入する。）
11	他の行政庁の許可、認可その他の処分を証する書面	申請行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その行政庁が発行した証明書または許可書等の写し、もしくは許可、認可その他の処分を受けるための申請書等の写し
12	掘削または切土にかかる土地の実測平面図	縮尺500分の1から1,000分の1の地形図とし、次の事項を記載したもの (1) 採取計画 (2) 縦断測量の測点と水準杭の位置および高さ (3) 採取場の区域とそれに隣接する土地との境界およびそれらの土地の地番と所有者名 (4) 採取場区域界および採取区域界の座標値を記載する事が望ましい。
13	掘削または切土にかかる土地の実測縦断面図および実測横断面図	縮尺100分の1から500分の1の地形図とし、次の事項を記載したもの (1) 現地盤図 (2) 計画地盤図

別表第2《認可申請添付書類》（要領3関係）
 （「砂利採取計画認可申請等要領」3に定める添付書類）

書 類 名	要 件 等
1 現況写真	(1) 採取場の区域全体および必要な箇所の細部がわかるもの (2) 採取区域界を示す杭等をあらかじめ設置し、これを撮影することにより採取区域界を明示したもの (3) 埋め戻しをする場合においては、確保した埋め戻し土の現況写真 (4) 申請日前1ヶ月以内に撮影したもの（撮影年月日を記入すること） (5) 見取図等に撮影位置や方向を記入する。
2 業務管理者（主任者）に関する書面	次のすべての書面 (1) 業務管理者（主任者）試験合格証の写し、または砂利採取法第6条第1項第5号口の規定による認定を受けていることを証する書面 (2) 業務管理者（主任者）の雇用証明書または雇用契約書の写しその他継続して雇用していることを証する書面
3 災害復旧、埋め戻し、跡地整備等の履行に関する保証書または連帯保証書	次のいずれかの書面 (1) 砂利の採取に関し、自主保安の確立を目的として設立された公益法人の保証書 (2) 災害復旧、埋め戻し、跡地整備等の能力を有する同業者1名の連帯保証書（様式第4号） ※なお、認可した採取計画に対する行政指導等の内容について、特に必要と認める場合は、これら保証人に対しその指導等の内容を町から通知します。
4 農地での砂利採取において掘削深が5mを越える場合の説明書類	次のすべての書類 (1) ボーリング調査等により砂利層の存在が確認できる書類 (2) 埋め戻し後の地盤沈下に対する保証契約書の写し
5 使用土地目録	次の事項を記載したもの（様式第5号） 要領8に定める採取場の区域のもの
6 隣接土地目録	次の事項を記載したもの（様式第6号） 採取場の区域に隣接するもの
7 採取場の区域に隣接する土地所有権者と申請者との間の同意書の写し、または、説明会の結果を記載した書類の写し	
8 採取場が所在する地元区の長の同意書の写し、または、説明会の結果を記載した書類の写し	
9 採取場およびその周辺において他の権利等が設定されている場合は、当該権利者の同意書の写し、または、説明会の結果を記載した書類の写し	

書 類 名		要 件 等
10	採取量計算書	次の事項を記載したもの (1) 原則として平均断面法により求める。 (2) 採取計画認可申請書との整合を図る。
11	年次別採取量計算書	次の事項を記載したもの (1) 原則として平均断面法により求める。 (2) 縦断面図および横断面図との整合を図る。
12	排水処理施設に関する書面	次の事項を記載したもの (1) 降雨および土砂流出計算書 (2) 排水処理施設の設計書および図面 (3) 汚濁水処理系統図 (4) 汚濁水処理施設の設計書および図面
13	緑化計画書	次の事項を記載したもの（様式第7号） (1) 全体計画緑化工程表（様式第8号） (2) 採取跡地計画平面図（縮尺1/100～1/1000） (3) 採取跡地計画の標準断面図（縮尺1/100～1/1000） (4) 年次別緑化計画平面図（縮尺1/100～1/1000）
14	廃土等に関する書面	次の事項を記載したもの (1) 廃土等の堆積方法の設計書および図面 (2) 堆積場内へ流入する恐れのある水の排除施設の設計書 (3) 埋め立て容量についての説明書
15	他人の土地において採取する場合、その土地の登記事項証明書	原本を添付する。（申請日前3ヶ月以内のもの）
16	公図（字限図）の写し	採取場の区域を朱線で囲んだもの
17	丈量図	採取場区域および採取区域にかかるもの
18	滋賀県土地利用に関する指導要綱に基づく開発事業計画要件表	滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項に基づく届出が必要なもの (1) 要件末尾に処理年月日、許認可番号を記入する。 (2) 協議書、同意書を添付する。
19	埋戻土の土質分析結果報告書および水質検査に関する実施計画書	水道事業者または水道用水供給事業者から水道法第43条に基づく要請があった場合に限る。
20	その他町長が必要と認めたもの	

別表第3《変更認可申請添付書類》（要領3関係）

（砂利採取法第20条第1項・砂利の採取計画等に関する規則第4条に定める添付書類）

書 類 名		要 件 等
1	砂利採取計画変更認可申請書	様式第2号
2	位置図（別表第1の2） 見取図（ 〃 3） 平面図（ 〃 12）	
3	別表第1の4から11、および13に掲げる書類のうち、採取計画の変更にかかる書面または図面	左欄に該当する図面につき、それぞれ別表第1の右欄に掲げるもの（変更認可申請時のもの）

別表第4《変更認可申請添付書類》（要領3関係）

（「砂利採取計画認可申請等要領」3に定める添付書類）

書 類 名		要 件 等
1	現況写真（別表第2の1）	
2	別表第2の2および4から20までに掲げる書類のうち、採取計画の変更にかかる書面または図面	左欄に該当する書面または図面につき、それぞれ別表第2の右欄に掲げるもの（変更認可申請時のもの）
3	災害復旧、埋め戻し、跡地整備等の履行に関する保証書または連帯保証書	次のいずれかの書面 (1) 砂利の採取に関し、自主保安の確立を目的として設立された公益法人の保証書。 (2) 災害復旧、埋め戻し、跡地整備等の能力を有する同業者1名の連帯保証書（様式第4号） ※なお、認可した採取計画に対する行政指導等の内容について、特に必要と認める場合は、これら保証人に対しその指導等の内容を町から通知します。

別表第5 《認可期間》（要領7関係）

区分	事 由	期 間
砂 利 採 取	新規に採取場を開設するとき	2年以内
	新規に洗淨プラントを開設するとき	
	既に認可を受けた者が、新たに採取を行う場合で、町長が3年以内を適正と認めるとき	3年以内
既に洗淨のみの認可を受けた者が、新たに洗淨のみを行う場合で、町長が3年以内を適正と認めるとき		
	砂利採取法第12条第1項、第23条第2項、第26条、第45条、第46条または第48条の規定に基づく処分を受けた者が、新たに採取を行う場合で、町長が1年以内を適正と認めるとき	1年以内

別表第6（要領11関係）

報告事項		報告書	提出期限
1	砂利採取法第33条の規定により町長が報告を求めたとき	指定した報告書	指定した期日
2	砂利の採取計画等に関する規則第9条第1項に基づく報告	業務状況報告書	毎年4月末日まで※
3	砂利採取法の認可を得た採掘開始年次より終掘年次までの緑化状況の進捗率の報告	緑化状況報告書 (様式第9号)	毎年3月末日まで
4	災害等の事故があったとき	事故概要報告書 (様式第10号)	事故のあった日から起算して3日以内
5	採取を休止または廃止したとき	休(廃)止届書 (様式第11号)	休止または廃止の日から起算して10日以内
6	氏名(名称)、住所、法人の場合は代表者、登録年月日、登録番号を変更したとき	氏名等変更届書 (様式第13号)	変更をした日から起算して10日以内

※砂利の採取計画等に関する規則第9条第1項に基づく報告については、近畿経済産業局より通知されます。